

5 原材料支給

自治会（自治会連合会）に原料や材料を支給する制度です。

袋井市ホームページから申請用紙をダウンロードできます。

トップページ → 暮らし・手続き → まちづくり → 地区・自治会活動 →
自治会ハンドブック掲載の申請・報告書類一覧

支給材料名	コミュニティ施設用原材料支給
<p>制度の概要</p>	<p>公会堂やコミュニティ広場を快適に利用するために必要な原材料を支給します。</p> <p>1 給付の対象</p> <p>(1) 施行場所</p> <p>対 象 公会堂、コミュニティ広場</p> <p>対象外 防災倉庫、ごみ集積所、屋台小屋等、市が管理する道水路</p> <p>(2) 原材料の種類</p> <p>対 象 砕石、土、アスファルト、生コン、ペンキ、ブロック、木材、U字溝等</p> <p>対象外 消耗品、重機借上料、人件費、施行費等</p> <p>2 給付の限度額</p> <p>100,000円（消費税込み）</p> <p>3 注意事項</p> <p>(1) 原材料の組み合わせは可能ですが、1自治会、年1回の申請となりますので、まとめて申請してください。</p> <p>(2) <u>原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。</u>それ以外の場合は担当部署へ実施前に御相談ください。</p>
<p>対象者</p>	<p>自治会</p>
<p>申請手続</p>	<p><u>整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の9月頃に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。</u></p> <p>1 上記の調査に基づき、整備を予定している自治会に対して、内示のお知らせと申請書類を郵送します。 市→自治会</p> <p>2 申請書の提出 自治会→市</p> <p>3 実施の可否の連絡（電話等） 市→自治会</p> <p>4 実施 自治会</p> <p>※ 申請者が責任をもって施工してください。</p> <p>※ 市からの決定連絡前の実施（原材料の購入）、審査時の見積書以外の原材料の購入は、<u>支給対象外</u>です。</p> <p>5 報告書の提出 自治会→市</p> <p>6 原材料費の支払い 市→購入業者</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

支給材料名	農業用施設原材料支給	
制度の概要	<p>市が管理する農業用施設（農道・農業用排水路等）について、自治会等からの要望に基づき、現場調査を実施し、緊急性・重要性・他事業との関連性等を考慮して支給します。</p> <p>【原材料の種類例】生コン、砕石、U字溝、柵板、パイプ管、溝蓋等</p>	
対象者	自治会、自治会連合会、部農会	
申請手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 要望書（申請書）の提出 2 現場調査（関係者の立ち会いをお願いします） 3 実施の可否を回答 4 実施（施工者が責任を持って施工してください） 	<p>自治会等→市 自治会等、市 市→自治会等 自治会等</p>
担当部署	<p>袋井市役所 産業部 農政課 農地整備係 電話 44-3217 FAX 44-3153 E-mail nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>	

支給材料名	公園美化・緑化推進用原材料支給	
制度の概要	<p>地域の緑化活動や公園美化活動を支援するため、地域花壇の管理や公園の除草、街路樹の消毒等に必要な原材料を、1団体あたり年間5万円を上限に、予算の範囲内において支給します。</p> <p>原材料の種類（例：除草剤、殺虫剤、土壌改良剤、ペンキ、刷毛等）</p> <p>また、上記とは別に公園の芝生の維持管理のための目土や公園の広場の凹みを整地するための真砂土等の原材料を、1団体あたり年間5万円を上限に支給します。</p>	
対象者	自治会、花の会等の団体	
申請手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 原材料を購入する店から見積書を徴収 (見積書の宛て先：袋井市役所維持管理課) 2 原材料給付申請書に見積書を添付し、担当部署へ提出 3 実施の可否を回答（電話） 4 許可された場合は、見積書を徴収した店から原材料を受け取る ※代金は支払わないでください。 5 請求書を担当部署へ提出 (請求書の宛て先：袋井市役所維持管理課) 	
その他	<p>除草剤や殺虫剤を購入する場合は、規定の用量・用法を守っていた だき、必要以上の量は申請しないでください。</p>	
担当部署	<p>袋井市役所 都市建設部 維持管理課 管理係 電話 44-3130 FAX 42-3367 E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>	

支給材料名	花苗・球根・種子・緑化木などの配布
制度の概要	花と緑にあふれた地域づくりを推進するため、①市内の花工場で生産した花苗、②（公財）静岡県グリーンバンクが無償配布する球根・種子・緑化木など、③市の花「コスモス」の種子を配布します。
対象者	自治会、花の会等の団体
申請手続	<p>1 花苗（花工場）</p> <p>(1) 花苗配布申込書の提出 前年度の1月頃、1年分（前期、後期）まとめて注文</p> <p>(2) 花苗配布決定通知の送付 前期：5月、後期：11月</p> <p>(3) 花苗の受け取り 前期：6～7月、後期：11～12月</p> <p>(4) 受け取り後、完了報告書に写真を添えて担当部署へ提出</p> <p>2 球根・種子・緑花木など（グリーンバンク）</p> <p>(1) 定期配布事業申込書の提出 秋（10月頃）配布：5月、春（3月頃）配布：10月</p> <p>(2) 配布決定通知の送付 秋配布：8月、春配布：1月</p> <p>(3) 受け取り 秋配布：10月頃、春配布：3月</p> <p>(4) 受け取り後、完了報告書に写真を添えて担当部署に提出</p> <p>3 コスモスの種子</p> <p>自治会分を取りまとめ、自治会連合会単位で配布します。 詳細は、6月に自治会連合会長宛に文書でお知らせします。</p>
その他	配布物は指定された種類の中から選択していただきます。
担当部署	<p>袋井市役所 都市建設部 維持管理課 維持公園係</p> <p>電話 44-3165 FAX 42-3367</p> <p>E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>